兵庫県公報

令和3年7月30日 金曜日 뮦 外

発 行 県 兵 庫 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

目 次

則 規

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(住宅管理課) ………… 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第37号)

1 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅 6 団地

137戸

普通簡易耐火住宅 3団地

8戸

普通木造住宅

1戸 1 団地

2 老朽化に伴い、次の改良県営住宅を用途廃止することとした。

改良中層耐火住宅 5 団地 121戸

規

則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第37号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正 する。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款1の項中

13	0. 2354	16, 300
11	0. 2408	16, 300
2	0. 2436	16, 800
1	0. 2464	17, 200
1	0. 2469	17, 300

を

2	0. 2354	16, 300
4	0. 2408	16, 300
2	0. 2436	16, 800

に改め、同款61の項中

0.2946 20 29,300 8 0.3010 29,300 0.3037 1 30,400を 6 0.2946 29,300 6 0.3010 29,300 に改め、同款88の項を次のように改める。 削除 88 別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款89の項中 Γ 24 0.3514 32,70020 0.3590 32,7001 0.3612 33,4001 0.3616 33,600 1 0.3617 33,700 1 0.3618 33,600 を 9 0.3514 32,700 12 0.3590 32,700 に改め、同款149の項中 18 0.5743 47,300 を Γ 0.5743 47,300 に改め、同款150の項中 50 0.5805 45, 300 を

21 0.5805 45, 300 に改め、同部普通簡易耐火住宅の款4の項中 3 0.3075 14,700 1 0.3187 14, 100 を Γ 0.3075 14,700 に改め、同款17の項を次のように改める。 削除 17 別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款26の項中 3 0.3510 24,800 2 0.3510 26,300 0.3592 24,800 を 0.3510 24,800 1 2 0.3510 26,300 に改め、同部普通木造住宅の款1の項中 0.0932 4 10,900 を 3 0.0932 10,900 に改める。 別表第2改良中層耐火住宅の款中 神戸市西区曙町 38 玉津鉄筋住宅 4 階建 16 11,500 8 31,500 39 玉津鉄筋住宅 神戸市西区曙町 3 階建 12 11,500 6 31,500

		令和3年7月30日	金曜日	兵 庫	県	公 報		号	外
	40	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町		3 階建 4 階建		11,500		
						6	31, 500		
	41	玉津鉄筋住宅	神戸市	神戸市西区曙町		3 階建		11, 500	
							14	31, 500	
を									_]
ع ا									
	41	玉津鉄筋住宅	神戸市	7西区曙町		4 階類	<u>t</u> 1	11, 500	
)									_
に 「	`								

に改める。

附則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。